裾野市水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

1　事業の趣旨・目的

本実施要領は、裾野市水道料金等徴収業務委託（以下「本業務」という。）におけるお客様サービス等のより一層の向上を図るため、本業務の受託を行うことの出来る能力を有する民間事業者のうち、特に業務に対する意欲、資質、技術的能力等が優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により選定するための手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2　業務概要

⑴　業　務　名　　裾野市水道料金等徴収業務委託

⑵　業務内容・委託場所　　別紙「裾野市水道料金等徴収業務委託仕様書」のとおり

⑶　委託期間　　契約日から令和 14 年 3 月 31 日まで
※契約日から令和 9 年 3 月 31 日までは準備期間とし、実際の業務期間は令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とする

⑷　契約上限額　　244,530 千円（5 年間の総額。消費税及び地方消費税含む。）

3　参加資格

プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

⑴　裾野市の（令和 8・9 年度）入札参加資格者名簿に登載されている者

⑵　過去 5 年以内に、給水人口 3 万人以上の水道事業体から、「裾野市水道料金等徴収業務委託仕様書」に記載する委託業務内容と同様の業務を 2 年以上の期間にわたり受託した実績を 5 件以上有する者。

⑶　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者

⑷　公告日又は指名通知日から契約締結日までにおいて裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 28 年告示第 70 号）及び静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく指名停止を受けていない者

⑸　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者

⑹　破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）の適用となる団体でない者

⑺　次のアからキのいずれにも該当しない者

ア　暴力団

イ　法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有している者

キ　本案件の選定業者となるために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

⑻　参加申込書を指定した期日までに提出した者

⑼　参加申込書及びこれに添付する書類について、その記載内容が参加条件に適合している者、不備又は不正のない者

⑽　市税等を滞納していない者

⑾　共同企業体でない者

4　実施スケジュール

⑴　実施スケジュールは下記のとおり予定している。

内容	月日
プロポーザル方式参加申込み、参加申込みに係る質疑書の受付開始	令和８年９月 14 日
参加申込みに係る質疑書の受付締切り	令和８年９月 24 日
参加申込みに係る質疑の回答	令和８年９月 30 日
プロポーザル方式参加申込書受付締切り	令和８年 10 月６日
プロポーザル方式参加資格審査結果通知	令和８年 10 月 14 日
業務提案書等の提出、業務提案に係る質疑書の受付開始	令和８年 10 月 14 日
業務提案に係る質疑書の受付締切り	令和８年 10 月 26 日
業務提案に係る質疑の回答	令和８年 11 月６日
業務提案書等の提出期限	令和８年 11 月 16 日
プレゼンテーション	令和８年 11 月 26 日
選定、非選定結果の通知送付	令和８年 11 月 30 日
候補者との協議及び契約締結	令和８年 11 月 30 日～ 令和８年 12 月 28 日
準備期間（引継ぎ含む）	契約締結後～ 令和９年３月 31 日

⑵　本プロポーザル方式に係る現地説明会は実施しない。

5　参加申込み手続

⑴　実施要領等の配布

①　期間　令和８年８月 18 日（火）　午前９時から

②　場所　裾野市ホームページからダウンロードすること。（下記ＵＲＬ参照）

ＵＲＬ：https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/11/3/22236.html

⑵　参加申込みの受付期間、提出場所及び提出方法

①　受付期間

令和８年９月 14 日（月）から令和８年 10 月６日（火）まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

②　受付時間

午前８時 30 分から午後５時 00 分まで

③　提出場所

〒410-1192　静岡県裾野市佐野 1059　（庁舎２階）

裾野市水道部上下水道経営課

④　提出方法

持参又は郵送のみとし、メールでの提出は受け付けない

※郵送で提出する場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により、下記⑤提出期限までに上記③提出場所へ到達するよう送付すること。

⑤　提出期限

令和８年 10 月６日（火）午後５時 00 分必着とする

※参加申込書等の到着の確認の問合せについては、郵便事業株式会社への問合せ又は郵便事業株式会社による郵便追跡システムで確認できることから、市では一切応じないこととする。

⑶　提出書類

本プロポーザル方式への参加を希望する者（以下「参加申込者」という。）は次の①から⑦までの書類（以下「参加申込書等」という。）を提出すること。

①プロポーザル方式参加申込書（様式第１号）

②企業状況調査票（様式第２号）及び本実施要領「３参加資格⑵」における業務受託実績の証明として、当該業務受託に係る契約書の写し等の書類

③誓約書（様式第３号）

④直前決算期、２期前の決算期における貸借対照表及び損益計算書。提出にあたり、様式は任意とする。

⑤法人登記の現在事項全部証明書

⑥裾野市税（裾野市に本支店等がない場合は法人本店所在地の市町村税）を滞納していない証明書

⑦納税証明書（税務署発行の納税証明書（その３の３））。税務署発行の納税証明書については、直近年度分のものとする

※納税証明書の提出については電子証明書（データを紙に出力したものを含む）は受付できないため、必ず書面の納税証明書を提出すること。

⑧上記⑤から⑦までの証明書については、①プロポーザル方式参加申込書（様式第１号）に記載する申込日から３か月以内に発行されたものとし、原本を提出すること。

6　参加申込みに係る質疑・回答

⑴　受付期間

令和８年９月 14 日(月)から令和８年９月 24 日(木)　午後５時 00 分まで

⑵　質疑方法

下記①から③までの方法により行うこと。ただし、②FAX 又は③電子メールにて質疑書を提出した者は、後日質疑書原本を提出すること。

① 持参又は郵送による提出

提出先　〒410-1192　裾野市佐野 1059

裾野市水道部上下水道経営課

② FAX による提出

FAX 番号　055-995-1897

③ 電子メールによる提出

メールアドレス　suido-so@city.susono.shizuoka.jp

⑶　参加申込みに係る質疑の様式

参加申込みに係る質疑については「参加申込みに係る質疑書（様式第４号)」を使用すること。

⑷　参加申込みに係る質疑の回答

令和８年９月 30 日（水）

午前 10 時に裾野市ホームページにて公表する

7　参加資格審査結果の通知

裾野市は，参加申込者から提出された参加申込書等の書類を基に，本プロポーザル方式への参加資格の審査を行い，参加申込者に対して，その結果を書面にて通知する。

⑴　参加資格審査結果通知の発送日

令和８年 10 月 14 日（水）

⑵　参加資格を有すると認められた参加申込者への通知

① プロポーザル方式参加要請書（様式第５号）により通知する

② プレゼンテーション参加要請書（様式第７号）を併せて送付する

⑶　参加資格を有しないと認められた参加申込者への通知

プロポーザル方式参加資格審査結果通知書（様式第６号）により，参加資格を有しないと認められた理由を付して通知する

8　業務提案書等の作成・提出

「7参加資格審査結果の通知⑵」により本プロポーザル方式への参加を認められた者（以下「プレゼンテーション参加者」という。）は、下記「※表1業務提案書等の構成」で示す①から⑪までの書類（以下「業務提案書等」という。）を提出すること。

⑴　業務提案書等の受付期間、提出場所及び提出方法

①　受付期間

令和8年10月14日（水）から令和8年11月16日（月）まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

②　受付時間

午前8時30分から午後5時00分まで

③　提出場所

〒410-1192　静岡県裾野市佐野1059　（庁舎2階）

裾野市水道部上下水道経営課

④　提出方法

持参又は郵送のみとし、メールでの提出は受け付けない

※郵送で提出する場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により、下記⑤提出期限までに上記③提出場所へ到達するよう送付すること。

⑤　提出期限

令和8年11月16日（月）午後5時00分必着とする

※業務提案書等の到着の確認の問合せについては、郵便事業株式会社への問合せ又は郵便事業株式会社による郵便追跡システムで確認できることから、市では一切応じないこととする。

⑵　業務提案書等の構成

※表1業務提案書等の構成

書類名	様式
①　表紙	様式第8号
②　会社概要	様式任意
③　業務体制	様式任意
④　窓口業務に対する提案	様式任意
⑤　料金調定に関する提案	様式任意
⑥　料金収納に関する提案	様式任意
⑦　電子計算処理業務に関する提案	様式任意
⑧　個人情報保護に関する提案	様式任意
⑨　防災、災害及び緊急時対策等危機管理に関する提案	様式任意
⑩　その他業務に必要な提案	様式任意
⑪　参考見積書及び見積内訳書	様式任意

⑶　業務提案書等の作成要領

① 業務提案書等の作成

ア　業務提案書等の作成にあたっては、表紙（様式第 8 号）以外の様式は任意とする。

イ　業務提案書等の作成にあたっては日本語を使用し、日本産業規格Ａ4 版左綴りで作成すること。

ウ　図表等については、必要に応じて日本産業規格Ａ3 版折込可とする。

② 業務提案書等には目次及びページ番号を付すこと。

③ 業務提案書等の文字の書体は任意とし、文字のサイズは 11 ポイント以上とする。ただし、図表等は対象外とする。

④ 業務提案書等の印刷は、カラー／モノクロ、両面／片面は任意とする。

⑤業務提案書等の提出部数は正本 1 部、副本 5 部の計 6 部とする。表紙（様式第 8 号）は正本のみ印鑑証明書に使用している届出印を押印し、副本の表紙は写し可とする。

⑥参考見積書の作成

ア　参考見積書の作成にあたって、様式は任意とする。

イ　正本に添付する参考見積書には、印鑑証明書に使用している届出印を押印し、副本に添付する参考見積書は写し可とする。

ウ　参考見積書の宛名は「裾野市長」とすること。

エ　参考見積書には５年間の総額を記載すること。

オ　参考見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税抜きの金額、消費税及び地方消費税込みの金額両方を記載すること。

カ　参考見積書とは別に見積金額の積算根拠がわかる見積内訳書（任意様式）を添付すること。

⑷　プレゼンテーション出席予定者の報告

プレゼンテーション参加者は、「１０評価方法等⑵」で実施するプレゼンテーションに出席する者を記載した、プレゼンテーション出席予定者報告書（様式第 13 号）を提出すること。

①提出書類

プレゼンテーション出席予定者報告書（様式第 13 号）

②提出場所

〒410-1192　静岡県裾野市佐野 1059　（庁舎 2 階）

裾野市水道部上下水道経営課

③提出方法

持参又は郵送のみとし、メールでの提出は受け付けない

④提出期限

令和 8 年 11 月 16 日（月）午後 5 時 00 分必着とする

⑤留意事項

・プレゼンテーション出席者は 3 名以内とする。

9　業務提案に係る質疑・回答

⑴　受付期間

令和 8 年 10 月 14 日(水)から令和 8 年 10 月 26 日(月)午後 5 時 00 分まで

⑵　質疑方法

下記①から③までの方法により行うこと。ただし、②FAX 又は③電子メールにて質疑書を提出した者は、後日質疑書原本を提出すること。

① 持参又は郵送による提出

提出先　〒410-1192　裾野市佐野 1059

裾野市水道部上下水道経営課

② FAX による提出

FAX 番号　055-995-1897

③ 電子メールによる提出

メールアドレス　suido-so@city.susono.shizuoka.jp

⑶　業務提案に係る質疑の様式

業務提案に係る質疑については「業務提案に係る質疑書（様式第 9 号)」を使用すること。

⑷　業務提案に係る質疑の回答

令和 8 年 11 月 6 日（金）に、プレゼンテーション参加者全員にメールにて回答する。

１０　評価方法等

⑴ 評価基準

別紙「裾野市水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式選定基準」（以下「選定基準」という。）のとおり。

⑵ プレゼンテーション

① 日程　令和 8 年 11 月 26 日（木）

②場所　裾野市役所 4 階　401 会議室

③時間等の詳細については、参加資格審査後、プレゼンテーション参加者へ別途連絡する。

⑶ 評価方法

裾野市水道料金等徴収業務審査委員会委員（以下「審査委員」という。）が業務提案書等及びプレゼンテーションについて、選定基準に基づいて評価する。

⑷ 候補者の選定方法

失格者を除いた者のうち、審査委員が選定基準に基づいて評価した点数の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）として選定する。ただし、総合点が 720 点未満の場合は、候補者として選定しない。

⑸ 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

①提出した書類に虚偽の内容を記載したとき。
②本実施要領に示した業務提案書等の作成及び提出に関する条件に違反したとき。
③評価の公平性に影響を与える行為があったとき。
④参考見積書の金額（消費税及び地方消費税込み）が、契約上限金額を超えているとき。
⑤委託契約以前に指名停止となったとき。

１１　選定結果の通知・公表

⑴ 候補者選定後、プレゼンテーション参加者全員に選定（様式第 11 号）又は非選定（様式第 12 号）の結果を書面にて通知する。
⑵　下記項目について裾野市ホームページにおいて公表する。
① 候補者の名称及び総合点
②　候補者以外のプレゼンテーション参加者の名称

１２　契約手続き

⑴ 候補者と裾野市との間で、業務内容及び経費等について調整を行ったうえで、協議が整った場合に、契約を締結する。
⑵ 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間は準備期間とし、候補者の責任と負担においてシステムの構築、システムのデータ移行に係る準備、検証及び業務移行並びに業務従事者の確保、研修等を行うものとする。なお、引継ぎは準備期間に実施すること。
⑶ 委託料の支払いは清算払いとし、候補者は委託料総額の 60 分の 1 を、毎月 10 日までに市指定の手続きに従い、前月分委託料を市に請求するものとする。ただし、準備期間については委託料を支払わないものとする。
⑷ 候補者選定後の辞退
① 候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した「契約辞退届（様式第 14 号)」を本実施要領「１４担当部署及び問合せ先」へ提出すること。
② 候補者は契約辞退届を提出する場合、提出前に必ず担当部署及び問合せ先へ連絡を入れること。
③ 候補者が契約辞退届を提出したとき、裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく指名停止等の処分を行う場合がある。
⑸ 候補者が契約辞退届を提出した場合において、次順位者を候補者として選定する。
⑹ 本契約に係る契約保証金は免除とする。
⑺ 契約書及び契約に係る書類は候補者が作成するものとする。
⑻ 参加申込み及び業務提案に係る質疑がある場合は、回答書を契約書に綴じるものとする。
⑼ 本契約に係る契約書（裾野市保管用のもの 1 部）に貼付する収入印紙等、本契

約の締結に関して必要な費用は、全て候補者の負担とする。

１３　留意事項

⑴　提出された業務提案書等は、本プロポーザル方式手続きにおける候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、裾野市情報公開条例（平成 28 年裾野市条例第 8 号。以下「情報公開条例」という。）に基づき取り扱うこととし、本プロポーザル方式手続きにおける公開対象文書及び公開基準は下記※１「情報公開基準」のとおりとする。

⑵　本プロポーザル方式手続きに係る業務提案書等の公文書開示請求があった場合、下記※２「情報公開条例第 7 条」の規定に基づき以下の情報については公開しない。

①法令秘情報

②個人情報

③事業活動情報

④犯罪の予防、捜査等情報

⑤審議、検討又は協議に関する情報

⑥事務又は事業に関する情報

⑦会派又は議員個人の活動に関する情報

⑶　提出のあった参加申込書等及び業務提案書等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

⑷　業務提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

⑸　業務提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

⑹業務提案書等の提出は１者につき１件とする。

⑺　業務提案書等は提出後の差替、訂正、再提出は認めない。ただし、裾野市からの指示によるものはこの限りではない。

⑻　参加申込書等及び業務提案書等の提出後に裾野市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。

⑼　参加申込書等、業務提案書等の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する費用は、全て参加申込者及びプレゼンテーション参加者の負担とする。

⑽　参加申込書等及び業務提案書等提出した書類は返却しない。

⑾　参加申込書等及び業務提案書等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）に定める単位とする。

⑿　参加申込書等及び業務提案書等の提出後の辞退

① 本プロポーザル方式を辞退する場合は、「辞退届（様式第 10 号)」を郵送にて本実施要領「１４担当部署及び問合せ先」へ提出すること。

② プレゼンテーションを辞退する場合は、令和 8 年 11 月 18 日（水曜日）午後 5 時までに辞退届を提出すること。

③プレゼンテーションを辞退する場合は、辞退届を提出する前に必ず担当部署及び問合せ先へ連絡を入れること。

④辞退届を提出した者に今後不利益な取扱いをすることはしない。

⒀　参加申込者は、裾野市水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式実施要領及び裾野市水道料金等徴収業務委託仕様書の各条項を熟読し、これらについてすべて承知のうえ本プロポーザル方式に参加申込みすること。

⒁　本プロポーザル方式への参加申込みが１者の場合でも本プロポーザル方式は実施する。

⒂　本実施要領に定めのない事項については、裾野市契約規則（平成８年裾野市規則第 13 号）、裾野市業務委託契約約款、その他関係法令等の定めるところによる。

※１情報公開の基準

対象文書名	契約締結前	契約締結後	
		契約者に係るもの	非契約者に係るもの
プレゼンテーション参加者名	×	○	○
参加申込書等	×	△	△
業務提案書等	×	△	×
その他追加書類	×	△	×
採点表（評価結果）	×	△	△
仕様書、実施要領	○		
選定基準・配点	○		
審査委員名簿	×	○	

凡例　○：開示　△：部分開示　×：非開示

（注１）「△：部分開示」とは、条例第７条に規定する不開示情報を除く開示をいう。

（注２）契約締結前は、情報公開条例第７条第５号の市の内部における審議、検討又は協議に関する情報に該当するため、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものは不開示とする。

（注３）辞退者に係る情報は含まない。

※２情報公開条例第７条

(公文書の開示義務)

第７条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)　法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、公にすることができな

いと認められる情報

(2)　個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

(2)の2　個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3)　法人その他の団体(県、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4)　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の

公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5)　市、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6)　市、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査、取締り、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、市、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ　市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は土地開発公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7)　議会における会派又は議員個人の活動に関する情報であって、公にすることにより、これらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

１４　担当部署及び問合せ先

裾野市水道部上下水道経営課

〒410-1192　静岡県裾野市佐野 1059　（庁舎２階）

電話　055-995-1836　FAX　055-995-1897

メールアドレス　suido-so@city.susono.shizuoka.jp